

(旅行割引) くまもと行くモン旅割! 令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン よくあるご質問

No.	質問	回答
1	「くまもと行くモン旅割!」とは何ですか。	令和2年7月豪雨の被害が大きい県南地域において、豪雨被災地域の観光復興の後押しを図るために本事業に参画する宿泊事業者及び旅行事業者に対して、豪雨被災地域を目的とした宿泊旅行商品の割引を助成するとともに、割引助成に付随して配布される豪雨被災地域内で利用できる地域限定クーポンを付与する事業です。
2	具体的にはどのような事業ですか。	旅行代金・宿泊料金の割引に対する助成と豪雨被災地域内で利用できる地域限定クーポン（地域クーポン）の2つが一体となった事業です。 【割引率】 40% 【割引上限額】 交通付き宿泊旅行商品：8,000円 着地型体験付き宿泊旅行商品：8,000円 宿泊旅行商品（宿泊のみ）：5,000円 【地域限定クーポン（電子）】 平日（日～金）：3,000円 休日（土曜日）：1,000円 【最低旅行代金】 平日（日～金）：5,000円 休日（土曜日）：1,666円
3	対象期間はいつからいつまでですか。	【対象期間】 令和5年7月7日（金）～同年11月30日（木）宿泊分（12月1日（金）チェックアウトまで） ※お盆期間、令和5年8月11日（金）～8月15日（火）（8月16日（水）チェックアウト分）は対象外です。 ※予算がなくなり次第、終了となりますので、お申込みの宿泊施設、旅行会社へ利用可否をお問い合わせください。
4	予約期間はいつからいつまでですか。	【予約期間】 令和5年7月1日（土）～同年11月30日（木）まで ※予約受付期間は宿泊施設、旅行会社によって変わりますので、直接お問い合わせください。
5	キャンペーンを利用できるのは誰ですか。	日本国内在住者です。（外国人を含む） ※身分証明書 原本 で本人と居住地の確認をします。 ※海外在住で一時帰国中の日本人で現在国内での居住実態がない人は対象外です。
6	どこで予約することができますか。	①本事業に参加登録をしている旅行会社（OTA含む）（ネット専門旅行会社） ②本事業に参加登録をしている宿泊施設 ※必ずプラン名または内容に「くまもと行くモン旅割!」の対象かどうかを明記してください。
7	既存予約は対象ですか。	7月1日（土）以前に予約された分は割引対象外です。ただし、例外として受注型企画旅行については、確定書面の交付日が7月1日以降であって、旅行の実施が対象期間であれば割引対象となります。

(旅行割引) くまもと行くモン旅割！令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン よくあるご質問

No.	質問	回答
8	交通付き宿泊旅行商品とは何ですか。	豪雨被災地域内の宿泊施設へ1泊以上+場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービス（日本においては一般的に鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービス）がセットとなった商品です。詳しくは取扱要領（宿泊事業者・旅行事業者用）をご確認ください。
9	着地型体験付き宿泊旅行商品とは何ですか。	豪雨被災地域内の宿泊施設へ1泊以上+熊本県観光予約サイト「くまもっと旅行社。」内に掲載されている豪雨被災地域内の商品を参考に、体験料金が3,000円以上のものを1泊につき1つ以上（2つ以上を組み合わせると合計3,000円とすることも可）がセットとなっているプランです。 ※着地型体験の商品は、必ず事業者（旅行会社又は宿泊施設）が、予約の手配を行ってください。
10	着地型体験付き宿泊旅行商品について、「くまもっと旅行社。」に掲載されていない商品を独自で手配することも可能ですか。	「くまもっと旅行社。」の商品は、あくまで参考ですので、事業者が独自で設定することは差し支えないですが、くまもっと旅行社側で着地型体験付商品の可否は判断しないため、ご注意ください。
11	着地型体験付き宿泊旅行商品が、天候不良など、やむを得ない事情（利用者都合を除く）により、体験できなかった場合、体験分の助成金は請求できないのですか。	天候理由など不可抗力により、サービスが提供できなかった場合でも、助成金の請求は可能です。ただし、不可抗力によるサービスを提供できなかった場合、例えばサービスを提供するお店の3,000円以上のお土産を用意するなど代替措置のご対応をお願いいたします。
12	着地型体験付き宿泊旅行商品が、不可抗力ではなく、お客様の都合で体験されなかった場合、体験分の助成金は請求可能ですか。	着地型体験の商品は、原則、事業者が予約・手配することが必要です。事前に予約し、お客様の都合でキャンセルした結果、キャンセル料をサービス店に支払った場合は、体験分の助成金も請求可能です。キャンセル料が発生しない場合、宿泊のみの助成金の請求となります。 ※予約を伴わない着地型の商品は、お客様が体験等をされたかどうか、事業者が明確に分かるものに限り、体験分の助成も請求可能です。
13	最低旅行代金とは何ですか。	最低旅行代金とは、助成額（割引助成+地域限定クーポン）が割引前旅行代金（元値）を上回ることで、利用者に利益が発生してしまうことを防ぐための最低ラインの旅行代金のことです。本事業の場合、平日5,000円、休日1,666円を下回る旅行商品は対象外になります。
14	販売枠等の設定はありますか。	本事業では、割引助成希望額をもとに販売枠を設定し、参加登録の際に通知します。販売枠を超過した分は一切お支払いをすることができませんので、ご注意ください。
15	旅行期間の一部に本事業の対象外期間が含まれている場合は割引の対象になりますか。	旅行期間において、対象期間内・対象期間外に相当する旅行代金を区別して、確定できない場合（包括料金等）は、全体として対象外です。ただし、対象期間内・外における旅行代金を区別して確定できる場合は、対象期間内に限って対象となります。
16	本人・居住地確認は必要ですか。	本人・居住地確認が必ず必要になります。

(旅行割引) くまもと行くモン旅割！令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン よくあるご質問

No.	質問	回答
17	本人・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	<p>本人・居住地が確認できる下記の公的身分証明書(原本)を提示をしていただきます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 健康保険等被保険者証 <p>ただし上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つまたは①と②の組み合わせであれば可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給などの証書等 ②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等 <p>※公共料金の請求書等は、確認できる書類にあたりません。</p>
18	子どもの本人確認はどのように行いますか。	住民票、マイナンバーカード、健康保険証、母子手帳などで確認します。
19	日本在住の外国人の場合の本人・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	<p>外国人における本人・居住地確認のための書類は次のとおりです。・在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限り、)在留管理制度の対象とならない次に該当する方は、次の書類にて確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【在日米軍(軍の構成員)】軍発行の身分証明書 【在日米軍(軍属と軍構成員の家族)】アメリカ政府発給のパスポート 【外交官】外交旅券または公用旅券、駐日外国公館に勤務する外交官等に対して発行可能な「住居証明書」等
20	宿泊・旅行申込は旧姓で予約しましたが、当日の本人確認書類が新姓である場合はどうすればいいですか。	新姓・旧姓の確認書類が揃う場合は支援の対象となります。(例 戸籍謄本など)
21	利用者が当日、本人・居住地の確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	後日送付などでの提示は認められないことから、支援の対象となりません。
22	割引助成額の算出方法を教えてください。	<p>割引助成額の算出方法は、1人1泊当たりの旅行代金に対して、割引率40%を乗じ(1円未満は切り捨て)割引助成金を算出します。</p> <p>1泊当たりの旅行代金が決まっていない場合(交通付き宿泊旅行商品等)は、旅行代金総額を泊数で割り、1人1泊当たりの旅行代金を算出してください。</p> <p>※対象地域以外の宿泊を伴う場合、取扱いが異なりますので、プラン内容を事前に事務局へ提出ください。</p>
23	割引助成金算出のもととなる割引前旅行代金は税込価格ですか、税抜価格ですか。	税込価格になります。

(旅行割引) くまもと行くモン旅割！令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン よくあるご質問

No.	質問	回答
24	入湯税や宿泊税などは旅行代金に含めることができますか。	含めることができます。
25	同一利用者が複数回利用することは可能ですか。	複数回利用しても構いません。ただし、予算に限りがあるため、旅行会社・宿泊施設が独自に制限を設けることもありますので、直接お問い合わせください。
26	連泊利用の制限はありますか。	一度の旅行での宿泊日数は同一施設の連泊、異なる施設を問わず7泊までが割引対象となります。
27	7泊+7泊と連続した日付で別々のホテルを予約しました。泊数制限内なのでそれぞれ対象となりますか。	別々の予約であっても、一度の旅行・宿泊での宿泊日数は同一施設の連泊、異なる施設を問わず7泊までが割引対象となります。
28	9泊10日で宿泊を予約の場合、7泊以内の宿泊が対象なので、3泊と6泊というように予約記録が分かれば両方も割引の対象になりますか。	予約が分かれていても、実質的な旅行内容として連続性があるとみなされる場合は7泊までが割引対象となります。
29	ほかの施設と合わせて8泊以上していることを旅行終了後に利用者からお申し出があった場合、助成金の回収は宿泊施設で行う必要があるのですか。	事務局から宿泊施設様に助成金をお支払いする前の場合は、利用者に対し、宿泊施設様が助成金分を追加料金で後日請求ください。既に事務局から助成金をお支払い済みの場合、宿泊施設からの助成金の回収は行わず、事務局より直接当該利用者へ返金を求めることとします。なお、宿泊施設様には利用者情報のご提供をお願いする場合がございますので、その際にご協力のほどよろしくお願いします。
30	会社の親睦旅行や研修旅行、出張は割引対象ですか。	割引対象です。ただし公費を利用した出張等は対象外です。
31	修学旅行等は支援の対象ですか。	割引対象です。引率者が公費で参加する場合、引率者は対象外となります。
32	添乗員やガイド（乗務員）は支援の対象ですか。	割引対象外です。
33	利用者自身で手配した予約と旅行会社で申し込む旅行商品を合算して、割引することはできますか。	利用者自身で手配した予約を旅行会社等の旅行商品と合算して割引をすることはできません。 (例) 利用者が宿泊施設直販の宿泊（1泊）をWEB予約、旅行会社で宿泊（1泊）+交通付の旅行商品を申込み合わせて2泊3日として割引助成額を算出は不可。
34	都合により途中離団した場合の割引はどのようになるのですか。	予約があり旅行代金が支払われていても、実際には参加・宿泊しない（権利放棄）場合は、割引対象外です。権利放棄をするなど旅行の全行程を参加していない場合は、割引対象外です。
35	利用者が宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行った費用も割引の対象となるのですか。	割引対象外です。商品に事前に含まれている物品・サービスが対象となります。 (例) 1泊朝食付き宿泊旅行商品として申し込み、宿泊施設滞在時に夕食を追加で注文した場合 ○ 朝食代金を含めた旅行代金は割引対象 × 現地で追加した夕食代金は割引対象外

(旅行割引) くまもと行くモン旅割! 令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン よくあるご質問

No.	質問	回答
36	個人で手配した旅行サービスは、割引の対象となるのですか。	割引対象外です。事前に参画事業者へ予約した商品に含まれているものが対象となります。 (例) × 旅行目的地でのタクシーを利用者自身で手配
37	自家用車で往復する場合、高速道路料金やガソリン代は旅行代金に含めてよいですか。	高速道路料金やガソリン代など、利用者自身が旅行先で支払うものを旅行代金に含むことはできません。
38	取消料(キャンセル料)は割引の対象ですか。	取消料は割引の対象となりません。そのため、取消料は「割引前」の代金から算出することとなります。
39	他市町村が行っている類似事業との併用はできますか。	原則、他市町村が行っている類似事業との併用は不可です。
40	人吉で1泊、霧島で1泊等、他の県をまたいだ旅行商品の場合、本事業と鹿児島県の割引キャンペーンをそれぞれ利用することはできますか。	人吉と霧島の旅行代金が明確に分かれている場合は、人吉への宿泊分のみ本事業の割引対象となります。この場合、宿泊代金のみを割引対象とし、交通に係る料金は割引対象外となります。 鹿児島県に他地域のキャンペーンとの併用の可否、及び「可」とした場合の鹿児島県からの助成額を確認してください。
41	QUOカード付旅行商品は割引対象ですか。	QUOカードや商品券など換金性の高い金券類は割引対象外です。
42	日帰り旅行の旅行商品も対象となりますか。	割引対象外です。豪雨被災地域内に1泊以上宿泊することが条件となります。
43	販売プランをすべて事務局に確認する必要があるのですか。	交通付き及び着地型体験付き宿泊旅行商品のみ事務局で審査を行います。宿泊単体商品のプランの確認は不要です。